規則

埼 玉県立学校にお ける学校運営協 議会の 設 置等 に 関す る 規 則をここに 公布 する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第五号

埼玉県立学校における学校運営 協 議会 \mathcal{O} 設 置等 に 関 す る 規 則

(目的)

第 律第百六十二号) 11 . う。 の規則 こついて、 は、 第四十 必要な事項を定める。 地方教育行 -七条の 六に規定する学校運営協 政 \mathcal{O} 組 織 及 び 運営 に 関 す 議会 る 法 律 (以 下 (昭 和三十 「協議会」と 一年法

(趣旨)

第二条 校運営への支援 の 下、 して、 \mathcal{O} むもの 信頼関係を深め 保護者、 埼玉県教育委員会(以下 協議会は、 とする。 地域住民等の学 学校運営及び 協力を促進することにより、 学校運営の 改善並びに幼児、 校運営への参画や、 「教育委員会」という。)及び校長 当該運営 \sim の必要な支援に関して協議する 学校と保護者、 児童及び生徒の 保護者、 地域住民等に 地域住民等と 健全育成に 0 権限 と責任 ょ 機 る学 関

(設置)

第三条 運営に関し相互に密接な連携を図る必要が のとする。 つい て 一 教育委員会は、 ただし、 の協議会を置くことが 中高一 その所管に属する学校ごとに協 貫教育を施す場合そ できる。 あると \mathcal{O} 認め 他教育委員会が二以上の る場合に 議 会を置くように は、 二以 と努め 上 \mathcal{O} 学 学校 校 る \mathcal{O}

2 対象学校に 必要な支援に関 教育委員会は、 対 して通 して協議する学校 協議会を置くときは、 知 するも \mathcal{O} とする。 (以下 当該協議会が 「対象学校」 とい その う。 運営及び当 を明示 該運 営 当該 \sim \mathcal{O}

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

四条 対象学校 \mathcal{O} 校長 は、 次 の 各号に掲げ る 事 項 に 0 11 て毎年度基本的 な 方

作成し、協議会の承認を得るものとする。

- 教育課程の編成に関すること
- 一 目指す学校像に関すること
- 三 重点目標に関すること

0 校長 は、 前 項 に お 11 7 承 認さ た基本的 方 に 従 0 て学校運営

(学校運営等に関する意見の申出

長を経 五. 由 L 議会は、 て教育委員会に 対 象学校 . 対 \mathcal{O} Ļ 運営 1全般 意見を述 0 べ V ることが て、 対 象学校 できる \mathcal{O} 校長に 対 又 は 校

- 2 とができる。 る ŧ 関 議会は \mathcal{O} L を除 て、 学 ·校運営 第二条に に に 0 定める 関する基本 い て、 趣旨 校長を経由 的 を な方針 踏まえ L \mathcal{O} て教育委員会に対し 実現に 対象学校 · 資 くする事 \mathcal{O} 職員の 項 採 (特 意見を 用 そ 定 \mathcal{O} \mathcal{O} 述べ 個 他 \mathcal{O} る に 任 係 用
- 3 カュ じ 協議会は め、 対象学校 前二 項 \mathcal{O} 校 \mathcal{O} 規定に 長 \mathcal{O} 意見 ょ を り、 聴 取す 教育 う も 委 員会 \mathcal{O} とする。 に 対 L 意見 を 述 ベ る とき は あ 6

(学校運営等に関する評価)

- 六条 につい 協 て当該対象学校 議会は、 学校 評 \mathcal{O} 自己 価 \mathcal{O} 評 取 価 組 として を踏まえ、 毎年度 学校関係者 _ 口 以 上 か 6 対象学校 \mathcal{O} 評 価 を行う \mathcal{O} 運営 ŧ 状 況 \mathcal{O} لح 等
- 2 (学校運営 の学校関 協議会が 係 等 前 に関 者等 項 \mathcal{O} 評 す **当** る 価 該学校 情 を行 報 う 提 供 \mathcal{O} 際 教 に 職 は、 員を除 協 議会の 委員 $\overline{}$ を参 以 加 させることが 下 委員」 と できる 1 う。 以
- 第 七条 参画等 が 協 促進され 議 会は、 対 るよう努め 象 学校 \mathcal{O} るも 運営 \mathcal{O} に とす 0 11 る。 て、 保護 者 地 域 住 民 等 \mathcal{O} 理 協 九、
- 2 等 び に関する情報 に協議会で協 協議会は 対象学校 を積極 議され の運営 的 た学校と保 に 提供 及 す び るよう 護者、 当 該運 努め 地 営 域 \sim な 住民等に \mathcal{O} け 必 要な れ ば 支援に な ょ る協 5 な 関 働 い \mathcal{O} す る 育 活 動 \mathcal{O} 結 \mathcal{O} 果並 企 画

(委員の任命)

- 第 八条 す 掲げる者に る者のうち 委員は 0 か + 6 名以内と 7 は 教育委員会が 必 ず 委員 次 \mathcal{O} E 任 各号 含め 命す に る 該 る 当する者とし ŧ ただ \mathcal{O} とする。 Ļ 次 て \mathcal{O} 第 対 象学 号 校 カン 5 \mathcal{O} 第四 校長 号 が ま 推 薦 で
- 対象学校の運営に資する活動を行う者
- 二 対象学校に在籍する幼児、児童及び生徒の保護者
- 三 地域住民
- 四 対象学校の校長
- 五 学識経験者
- 六 関係行政機関の職員
- 七 その他、教育委員会が適当と認める者
- は 別 職 \mathcal{O} 地 方 公 務 員 \mathcal{O} 身 分 を 有 す る

(守秘義務等)

第 九 条 委 員 は 職 務 上 知 り 得 た 秘 密 を漏 5 て は なら な V 0 そ \mathcal{O} 職 を 退 11 た 後

同様とする。

- 2 前 項 \hat{o} ほ か、 委員 は 次 \mathcal{O} 各号に掲げ る行為をし て は なら な 11
- 一 委員たるにふさわしくない非行を行うこと
- 三 その 委員 他、 とし て 協議会及 \mathcal{O} 地位を営利 び 対象学校の 行 為、 運営に 政治活 著し 動、 宗教活 く支障をきたす言動を行うこ 動 等 に 不 · 当 に 利用す ること

(任期)

第十条 げない。 内とする。 委員の ただ 任期 は、 任 . 命 Ż 任 れ 命 た \mathcal{O} 年 日 度 カゝ が 5 連 同 続 日 す \mathcal{O} 属 る場合 す る年 度 は \mathcal{O} 末 原 則とし 日 ま で て、 کے L 三箇年 再 を

(報酬)

第十一条 委員の報酬は別に定める。

(会長及び副会長)

- 協議会に会長及 び 副 会長を置き、 委員 \mathcal{O} 互. 選 に ょ り、 選出 す
- 2 会長は、協議会の会務を掌理し、協議会を代表する。
- 3 行うもの 副会長は、 とす Ź。 会長を補佐 会長に 事故あ るとき又は 欠け たとき は そ \mathcal{O}

(議事)

- 第十三条 協議会の会 議 (以 下 「会議 とい う。 は、 会長が 招 集する
- 2 協議会は、 委員 の半数以上 \mathcal{O} 出 席が なけ れ ば議決をすることが できな い
- 3 決するところによる。 協議会の議事は、 出 [席委員 \mathcal{O} 過半数 でこ れを決 Ļ 可否 同 数 のときは、 会長 \mathcal{O}

(会議の公開)

- 第十四条 と認め る事項に 会議 は、 9 職員 て審議する 0) 採用そ 場 0) 合 他 を除 の任 き、 用に 公開 関する事 する ŧ 項 及 \mathcal{O} とす び そ る。 \mathcal{O} 協 議会が 必 要
- 2 め会長に申し出なけ 会議を傍聴しようとする者 れ ばならない。 (次号にお 11 て 「傍聴人」 と V う_。 は、 あ 5 カュ
- 3 傍聴 人 は、 会議 \mathcal{O} 進行を妨げる 行為 をし て は なら な い

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

- 第 十五条 び助言を行うとともに、 正 現に 支 教育委員会は、 確保 が 生じ、 す る た 又は生ずる \aleph 協議会 協議会 \mathcal{O} 措 を講ず おそ \mathcal{O} \mathcal{O} 運営状 運営が適正を欠くことによ れが Ź 況 Ł あ ると認 に \mathcal{O} とす 0 1 めら て 把 握 れ る場 合 2 必 要に応 に て対象学校 は 協 議 7 運 \mathcal{O} 営 谪 及
- る よう 教育委員 必 要 な情 会及 報提 び 対 象学校 供 に努 8 \mathcal{O} 校長 な け は、 n ば 協 な 議 5 会が適 な 11 切 な 合 意 形 成 を行 うこと が で き

(委員の解任)

第十六条 ことができる。 教育委員会は、 次の 各号の いずれ カュ に該当する場合は、 委員を解 任する

- 一 本人から辞任の申出があった場合
- 二 第九条に反した場合
- 三 心身の故障のため職務を遂行することができない場合
- 四 その他解任に相当する事由が認められる場合
- (補則) 教育委員会は、 委員を解任する場合には、その 理由を示さなけ ればならな

第十七条 第十二条において準用する場合を含む。) 県立中学校管理規則 かないものとする。 び埼玉県立特別支援学校管理規則 協議会を置く学校には、 (平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十五号) 第十 埼玉県立高等学校管理規則第十六条の三(埼玉 (昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号) の規定にか かわらず、 学校評議員を置 -七条及

第十八条 \mathcal{O} 規 則に定め る £ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 協議会に関 必要な事 項 は、 教育長が 定

附則

(委任)

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。